



## 8月は「食品衛生月間」です！

細菌性食中毒の発生は夏場に集中しています。

次の6つのポイントを守って  
食中毒を予防しましょう！！



### 1 食品の購入

- ・ 消費期限をチェック
- ・ 冷蔵、冷凍の必要な食品は最後に買って、すぐに持ち帰る

### 2 家庭での保存

- ・ 冷蔵庫の詰めすぎに注意！目安は7割
- ・ 肉や魚は汁が漏れないように包んで保存
- ・ 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に

### 3 下準備

- ・ 食品の解凍は冷蔵庫か電子レンジで
- ・ 小まめに手を洗う
- ・ 包丁、まな板などの調理器具、ふきんは洗って消毒
- ・ 肉や魚を切ったら、洗って消毒

### 4 調理

- ・ 十分な加熱を（75℃で1分以上）
- ・ 調理を途中でやめるとき、食品は冷蔵庫に保存  
調理の再開時は、あらためて十分に加熱

### 5 食事

- ・ 調理した食品は長時間室温放置しない
- ・ 食事の前に手洗
- ・ お刺身は冷蔵庫から出して2時間以内に食べる

### 6 残った食品

- ・ 保管をする食品は、早く冷えるように小分けし、冷蔵庫等で保管
- ・ 温め直すときは十分に加熱（75℃で1分以上）
- ・ 少しでも怪しいときは、思い切って捨てる

県では、8月の食品衛生月間期間中、県内各地域において、一般社団法人岩手県食品衛生協会や関係団体等とともに、食中毒予防の普及啓発活動を行います。

詳細は、県民くらしの安全課または最寄りの保健所にお問い合わせください。

◇お問合せ先 岩手県 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 （電話 019-629-5385）

## 標準営業約款「Sマーク」について

美容店・理容店・クリーニング店・一般飲食店・めん類飲食店の店頭で見かける「Sマーク」は、消費者の皆様にご利用いただく際の安全・安心の目印です！



### ～安全・安心を約束する3つのS～

- ◆ Safety 安全であること  
Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。
- ◆ Standard 安心であること  
Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供できるよう、提供する役務の内容、基準を定め表示しています。
- ◆ Sanitation 清潔であること  
Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供できるよう、営業施設、設備についての管理基準を定めています。

### Sマーク加入者へのメリット

- 振興事業貸付（運転資金）の金利優遇（0.4%の優遇）
- 所定の事業計画書を作成し、一定の会計書類が準備されていることを所属の生衛組合から確認を受けると、さらに0.15%の金利優遇  
→ **合計0.55%の金利優遇が受けられます！**

◇お問合せ先 公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター（電話：019-624-6642）

## 防犯・交通安全

# 出前講座のご案内

消防安全課では、県内の自治会、老人クラブ、学校、企業などが開催する研修会などに講師を派遣し、防犯や交通安全に関する講座を行っています。  
講師派遣に関する費用はかかりません。是非、ご利用ください。

### 費用など

無料です。ただし、会場は申込者においてご用意  
ねがいます。県内どこへでも行きます。

### 実施日・時間

平日午前 10 時から午後 5 時まで。  
20 分程度から 45 分程度

### 講座内容

詐欺の現状・被害防止策、防犯パトロール等に関する  
こと。交通事故防止、交通安全に関すること。

### その他

別紙「出前講座申込書」に必要事項を記入の上、郵  
送、ファックスまたはメールで消防安全課にお申  
し込みください。



### 【お問い合わせ先・申込先】

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県復興防災部消防安全課県民安全担当

電話：019-629-6871

FAX：019-629-5174

E-mail：AJ0010@pref.iwate.jp



## 電子メール等による通知でもクーリング・オフが可能に

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引形態で契約した場合に、一定の期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。（通信販売、店舗購入は適用外）

### クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引形態で契約した場合に、一定の期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。（通信販売、店舗購入は適用外）

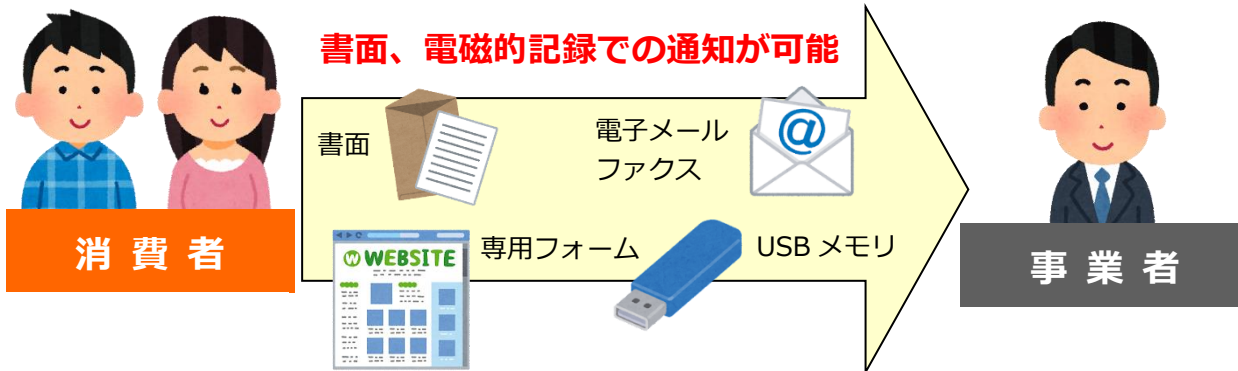
### 何が変わったの？

これまでクーリング・オフをする際は、一定期間内に「書面」で契約解除をする必要がありましたが、令和4年6月1日からは、特定商取引法の改正により「電磁的記録」によるクーリング・オフの通知が可能となりました。

「電磁的記録」の代表的な例としては、電子メール、ファクス、USBメモリ等の記録媒体、事業者が自社webサイトに設ける専用フォーム等による通知を行う場合があげられます。

クーリング・オフを行った証拠を残すため、送信メールの保存や専用フォーム入力画面のスクリーンショットを残すなどの対応をするようにしましょう。

クーリング・オフしたい



【問い合わせ先】

岩手県立県民生活センター  
電話番号：019-624-2586

